

特定非営利活動法人有機農業推進協会

有機認定業務規程

2000年 3月 1日制定

2008年 1月 1日一部改定

2009年11月 6日一部改定

2010年 2月28日一部改定

2010年 6月 3日一部改定

2011年 9月13日一部改定

2012年 8月 1日一部改定

2014年10月27日一部改定

2015年 2月17日一部改定

2016年 2月29日一部改定

(適用の範囲)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人有機農業推進協会（以下「本会」という。）が定款第3条により、「農林物資の規格化等に関する法律（以下「JAS法」という。）に基づいて行う認定に関する業務について、その運営方針、運営体制、実施方法その他の認定に関する業務の実施に必要な事項を規定する。

(認定に関する業務の方針)

第2条 本会が行う認定に関する業務の方針は次のとおりとし、すべての活動はこの方針に基づいて行われるものとする。

- (1) 認定に関する業務を公平、公正、迅速に行い、登録認定機関に課された責務をまっとうする。
- (2) 認定に関する業務の信頼性確保のため、必要な技術的能力の維持・向上に努める。
- (3) 認定に関する業務で得られる情報について機密保持に責任を持ち、全ての情報について機密保持に必要な適切な管理を行う。
- (4) 認定に関する業務の機密保持、客観性および公平性に関して他の業務部門からの影響の排除に責任を持つ。
- (5) JAS制度の適正な運営に寄与する。
- (6) 本会は、認定に関する業務の結果を左右しかねないような全ての営利的、財政的、その他の圧力に影響されないようにする。

(法的地位および責任)

第3条 本会は、定款第3条の定めるところにより、JAS法に基づく登録認定機関として登録され、認定に関する業務を行うものとする。

- 2 本会は、登録認定機関に与えられた権限を適正に行使するとともに、本会が行うすべ

ての認定に関する業務に責任を負うものとする。

第1章 事業所の所在地およびその事務所が認定に関する業務を行う区域

(認定に関する業務の区域)

第4条 本会が認定に関する業務を行う区域は、北陸の2県（富山県・新潟県）、中部の5県（長野県・山梨県・静岡県・岐阜県・愛知県）、関東1都6県（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・群馬県・茨城県・栃木県）、東北6県（福島県・山形県・秋田県・宮城県・岩手県・青森県）、近畿2府3県（京都府・大阪府・三重県・滋賀県・奈良県）の25都府県とする。

ただし、申請者または本会から認定を受けた生産行程管理者の外注先が本会の認定区域外に所在する場合は、必要に応じて当該外注先の調査も実施するものとする。

(認定に関する業務を行う事業所)

第5条 本会が認定に関する業務を行う事業所の名称は、「特定非営利活動法人（NPO法人）有機農業推進協会」（略称は有推協）とする。

- 2 本会が認定に関する業務を行う事務所は、東京都豊島区南大塚2丁目14番12号に置く。
- 3 前項の事務所は、第4条の認定に関する業務の区域をすべて管轄する。

第2章 認定を行う農林物資の区分および種類

(認定を行う農林物資の区分および種類)

第6条 本会が認定を行う農林物資の区分は、「地鶏肉、有機農産物、有機加工食品、有機畜産物および有機飼料」とし、種類は「有機農産物、有機加工食品、有機畜産物および有機飼料」とする。

(認定を行う対象者等)

第7条 本会が認定を行う者は、以下の者とする。

- (1) 有機農産物の生産行程管理者
- (2) 有機加工食品の生産行程管理者
- (3) 有機畜産物の生産行程管理者
- (4) 有機飼料の生産行程管理者
- (5) 有機農産物、有機加工食品、有機畜産物および有機飼料の小分け業者

第3章 認定の業務を行う時間および休日

(営業日および営業時間)

第8条 事業所の認定に関する業務を行う時間は、9時から17時までとする。

- 2 休業日は、土曜日、日曜日、国民の祝日・休日、年末年始（12月28日から1月3日）、その他福利厚生のため休業（夏期等）が必要と理事長が認めたときとする。

第4章 認定に関する料金の算定方法

(認定手数料)

第9条 本会は、第26条に基づく認定申請を受理する場合は、当該申請を行った者から、別表2に定める認定手数料を徴収するものとする。

- 2 認定手数料は、原則として本会が申請書を受理する際に一括して徴収する。
- 3 認定手数料の徴収方法は、郵便振込等により徴収するものとする。

(調査手数料等)

第10条 本会は、本会から認定を受けた生産行程管理者、小分け業者（以下、「認定事業者」という。）に対し、第38条に基づく認定事項の確認調査を実施するときは、認定事業者から別表2に定める調査手数料を徴収する。

- 2 本会は申請者および認定事業者に対し、第39条および第40条に基づく認定事項の臨時調査を実施するときは、別表2に定める臨時調査手数料を徴収するものとする。
- 3 前2項の手数料は、原則として本会が調査を実施する通知を行った後に一括徴収するものとする。
- 4 調査手数料および臨時調査手数料の徴収の方法は、第9条第3項に準ずることとする。

(実地調査における費用の負担等)

第11条 本会は、認定申請者または認定事業者に、以下の費用を徴収するものとする。

- (1) 実地調査に伴う宿泊費および交通費等については別表2に定める。
- (2) 第29条、第38条、第39条および第40条の認定、確認調査および臨時調査に際しての実地調査に必要な場所への検査員等の立ち入りおよび施設の利用に係る費用。
- (3) 農林物資の調査に必要な資料および試料の提供に要する費用。
- (4) 実地調査のために必要な製品の積み替え、運搬・送付、開装または梱包に要する費用。

(認定手数料および申請書類の返還)

第12条 本会が受理した認定手数料および確認調査手数料ならびに臨時調査手数料、および申請書類は、理由の如何を問わず返還しない。

(講習および研修等に関する費用)

第13条 本会は、第52条に規定する講習会および第20条に規定する研修会を実施するときは、受講者から受講料および資料代を徴収するものとする。

- 2 前項の受講料および資料代の額は、その内容に応じて理事長が別に定める。

(その他の費用の負担)

第14条 本会は、認定申請者、認定事業者またはその他の利害関係人から第24条第2項（9）の財務諸表等の書面の謄本または抄本の請求があった場合、または財務諸表等の電磁的記録を電磁的方法により提供するよう請求があった場合には、当該請求を行った認定申請者、認定事業者またはその利害関係人から別表2に定める交付手数料を徴収するものとする。

第5章 認定に関する業務を行う組織

（組織）

第15条 本会の組織のうち、認定に関する業務を行う組織は、別に定める「有機JAS認定業務に関する組織規程」のとおりとする。

（理事長の責任および権限）

第16条 本会の理事長（以下「理事長」という。）は、認定に関する業務に係る経営資源の確保、運営方針の策定、認定に関する業務の実施および監督ならびに認定の授与、維持、拡大、縮小、一時停止および取消しに関する決定について責任および権限を有するものとする。

（理事長の権限の委譲）

第17条 理事長は、その責任において認定に関する業務の実施および監督に係る権限を別に定める「権限委譲規程」に基づき代理の者に委譲できるものとする。

第6章 認定に関する業務を行う者の職務

（認定に関する業務を行う者の職務）

第18条 認定に関する業務を行う者の職務は、書類審査および実地調査の業務、審査結果の妥当性の確認、判定の業務ならびに認定の事務とする。

- 2 検査員は、認定の申請に係る審査業務および認定後に定期的または必要に応じて行う認定事項の確認調査に従事し、書類審査および実地調査を行い、当該農林物資に係る認定の技術的基準との適合性を審査する。
- 3 判定員は前項の検査員の審査結果に基づき、認定のための判定および審査結果の妥当性の確認を行う。
- 4 認定事務局員は、申請書の妥当性の確認、審査計画の策定、認定証の発行等の認定業務に関する事務を行う。
- 5 検査員、判定員および認定事務局員は、遂行する職務に対して適格でなければならない。

（検査員および判定員の任命）

第19条 理事長は、検査員、判定員および認定事務局員を別に定める「検査員、判定員および認定事務局員の資格規程」により選考し、任命する。

- 2 検査員、判定員および認定事務局員には、JAS法、認定に関する業務の手順、認

定の技術的基準、JAS規格および該当する農林物資の生産行程管理方法、審査技能等の教育・訓練を受け、かつ、必要な技術的知識および経験を有する力量のある者を、十分な数だけ任命するものとする。

- 3 理事長は、前項の任命に際して、検査員、判定員および認定事務局員に対し、以下の事項を約束する契約書（「宣誓書」（別記様式第3号）および「認定業務契約書」（別記様式第1号））に署名することを求めることとする。
 - （1）本会が定める諸規程に従うこと。
 - （2）検査員および判定員自身ならびにその雇用主と、当該検査員、判定員に割り当てられる個別の審査・判定または認定事項の確認に伴う申請者または認定事業者との間の過去および現時点における関係を明言すること。
 - （3）本会の利害に抵触する事由が発生した場合は速やかに理事長に報告すること。
- 4 理事長は検査員、判定員および認定事務局員の力量の維持について、別に定める「検査員、判定員および認定事務局員研修規程」に基づき、力量の評価を毎年1回以上実施するものとする。
- 5 理事長は、検査員、判定員および認定事務局員の資格、研修および実務経験についての記録を保持し、最新の状態を維持するものとする。

（認定に関する業務を行う者の研修）

第20条 理事長は、検査員、判定員および認定事務局員に対し、適正な業務を実施するために、別に定める「検査員、判定員および認定事務局員研修規程」に基づき、研修を実施する。

（機密保持）

第21条 本会は、別に定める「機密保持規程」に基づき、委託先の機関および個人を含む組織の全ての階層において、認定に関する業務の過程において得られた情報の機密を保護するものとする。

- 2 本会の検査員、判定員、認定事務局員、役員等または過去これらの業務に就いていた者は、認定に関する業務で知り得た情報を他に漏らし、または自己の利益のために使用してはならない。
- 3 本会は、個人情報の保護に関する法律（2003年5月30日法律第57号）の規定を守り、認定に関する業務を行うに当たって、個人の権利および利害を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。
- 4 本会は、認定に関する業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公平な手段で行わなければならない。
- 5 本会は、認定に関する業務を行う目的以外の目的で、個人情報が記録された資料等を当該個人の承諾なしに複写し、または複製してはならない。
- 6 JAS法および他の法律で求められる場合を除き、認定に関する業務を行う者は、特定の製品、特定の認定申請者または認定事業者に関し、認定に関する業務遂行上知り得た情報は、当該認定事業者の書面による同意がない限り、第三者に開示

してはならない。ただし、本会の認定事業者に対する認定に係わり、本会および認定事業者が適正に業務を遂行していることを確認するため、農林水産省および独立行政法人農林水産消費安全技術センターが本会に対して認定事業者の機密情報の提供を求めた場合、行政庁、司法機関その他正当な法令上の権限を有する公的機関（独立行政法人農林水産消費安全技術センターを含む）から、本会が相手方から受領した機密情報の開示を法令に基づいて要求された場合および本会の認定業務の公平性を審査するため本会の業務規程に規定する公平性委員会から本会が認定事業者の機密情報の開示を要求された場合は、この限りではない。

- 7 本会は、JAS法であらかじめ認定事業者の情報の公表を求められているものについては、「有機認定に関する契約書」（別記様式第2号）に明記することとする。

（禁止業務）

第22条 本会は、認定申請者および認定事業者に対し、認定上の問題となる事項の対処方法についての助言またはコンサルタントサービスを行わない。

- 2 本会は、本会が認定の対象とする農林物資（以下「認定対象農林物資」という。）の生産および販売を行わない。
- 3 本会は、いかなる場合であっても認定に関する業務の機密保持、客観性または公正性を損なうような製品の販売またはサービスの提供を行わない。

（財務および債務）

第23条 本会は認定機関の安定的な運営に必要な経営資源を持ち、かつ認定業務から発生する恐れのある債務に対して適切な賠償保険の契約を行う。

第7章 認定の実施方法、認定取消の実施方法、その他の認定に関する業務の実施方法

（文書・記録の整備および管理）

第24条 本会は、認定に関する業務に係る文書および記録を別に定める「事務取扱いおよび文書管理規程」に基づき、適切に管理するものとする。

- 2 本会は、以下に関する文書を用意し、要請に応じて閲覧または交付できる状態にしておくものとする。
 - （1）本会の権限についての情報
 - （2）認定の授与、維持、拡大、縮小、一時停止および取消しを含む認定に係る手順の説明書
 - （3）認定に関する業務における審査および判定方法の情報
 - （4）本会の財政的基盤を確保する手段
 - （5）認定申請者および認定事業者が支払うべき費用
 - （6）認定申請者および認定事業者の権利および義務（格付の表示の取扱い方法等、認定機関の略称等を含む。）
 - （7）苦情、異議申立ておよび紛争の処理手順

- (8) 認定事業者およびその認定対象農林物資リスト
- (9) 財務諸表等（財産目録、貸借対照表および損益計算書または収支計算書ならびに営業報告書または事業報告書）

（業務に関する情報の提供）

第25条 本会は、認定申請者に対し、認定の詳細な手順、JAS法（政令、省令、告示、通知を含む）、認定対象農林物資の日本農林規格、認定の技術的基準、要求事項、必要となる費用および納入方法、認定申請者の権利および義務について記載した文書を提供するものとする。

- 2 本会は、認定申請者に対して認定を行おうとするときは、当該認定申請者に対し、認定後は格付の表示に係るJAS法の規定を遵守し、且つ要求事項の変更も含め、以下に定める、認定に係る合意を遵守することを要求するものとする。
 - (1) 認定事業者は、認定申請において虚偽や不適正な情報を含めたり、農林水産大臣の行う格付表示の改善命令に違反したり、報告の請求若しくは物件の提出を拒否したり、虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をしたり、又は農林水産大臣若しくは独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたりしてはならない。
 - (2) 認定事業者は、認定に係る事項が認定の技術的基準に適合している状態を継続的に維持するものとし、格付（小分けの場合にあっては、「格付表示」をいう。以下同じ。）の対象となる製品が継続してJAS規格を満たすよう維持するものとする。
 - (3) 本会は、認定に係る事項が認定の技術的基準に適合している状態が継続的に維持されていることを確認するために、年次調査および本業務規程に定めるその他の調査を実施できるものとし、認定事業者は、費用負担を含めこれに協力しなければならない。
 - (4) 本会は、(3)の調査において、オブザーバーを同行させることができる。
 - (5) 認定事業者は、本会对し、認定の対価として、別表2に定めるところにしたがい、認定手数料および本業務規程に定める調査手数料を、認定申請時および年次調査その他調査時に持参または本会が指定する銀行口座に振込む（振込手数料は認定事業者の負担とする）方法によって支払うほか、検査員交通費等の実費を適宜支払うものとする。
 - (6) 本会は、(5)の認定事業者の支払いがあるまで認定事業者に対し認定業務および認定証の交付をしないことができる。
 - (7) 本会は、自己に重大な義務違反がある場合を除き、認定事業者から受領した金員の返還を要しないものとする。
 - (8) 認定事業者は、認定に係る農林物資の生産行程および小分け業務の一部または全部を外部に委託している場合、本会により外部の委託先に対して必要な調査が円滑に実施されることを確保する責務を負う。
 - (9) 認定事業者は、本会对し、毎年6月末日までに、その前年度の格付実績を

報告するものとする。

- (10) 認定事業者は、認定に係る事項が認定の技術的基準に適合している状態が継続的に維持されていることを確認するために必要な管理記録を作成し、その根拠書類とともに格付した有機食品等の出荷の日から3年間保存しておかなければならない。
- (11) 認定事業者は、認定に係る農林物資が当該農林物資の日本農林規格に適合していることを示す目的以外の目的で、認定を受けている旨の広告または表示ならびに情報提供等を行ってはならない。
- (12) 認定事業者は、本会の認定を受けている旨の広告または表示ならびに他人に認定、格付または格付表示に関する情報の提供等を行うときは、認定された農林物資以外の製品について本会の認定を受けていると誤認させ、または本会の認定の審査の内容その他の認定に関する業務の内容について誤認させるおそれのないようにしなければならない。
- (13) 認定事業者が、本会の認定証の写しを取引先等に提供する場合は、複製である旨明記（「複製」、「コピー」、「写し」等を明記）し、全てを複製するものとする。
- (14) 本会が、認定事業者の行為が（11）から（13）までの条件に違反すると認め、認定事業者に対し広告または表示ならびに情報提供の方法等の改善または中止を求めたときは、認定事業者は直ちにこれに応じなければならない。
- (15) 認定事業者が、氏名もしくは名称、住所もしくは認定に係る事項の内容を変更し、または格付業務を廃止しようとするときは、あらかじめ本会に通知するものとする。
- (16) 本会は、（15）の認定事業者の通知の有無を問わず、認定事業者が認定に係る事項の内容を変更している事実を知りまたはその事実があると思料し、かつその事実に関する調査を実施する必要があると判断したとき、本会は当該調査を実施することができるものとし、認定事業者はこれに協力しなければならない。（4）はこの調査に準用される。
- (17) 本会は、（16）の調査の結果、認定に係る事項の内容の変更が認定の技術的基準に適合していることまたは認定に係る農林物資がJAS規格に適合していることが不明であると判断した場合、認定事業者に対して本会が許可するまでは格付に関する業務および格付表示された製品の出荷の停止を請求できるものとし、認定事業者はこれに従わなければならない。
- (18) （15）の後段の場合、格付業務廃止届が本会に達した日から30日後に、（15）を含め認定事業者の責務が解除されるものとする。
- (19) 認定事業者は、JAS製品に関連して持ち込まれた苦情に対して適切な処置をとるとともに、本会の求めに応じてその記録を本会に利用させるものとする。
- (20) 本会は、認定事業者から持ち込まれる苦情または異議については、別に定める「苦情、異議申立ておよび紛争の処理規程」に基づいて処理するものとする。

- (21) 本会は、認定事業者の事業遂行に関して、本会に寄せられた苦情等によって疑義が生じた場合、必要な調査をするため、認定事業者もしくは認定事業者の外部委託先（以下「認定事業者ら」という。）に対して意見もしくは報告（以下「報告等」という。）を求め、または認定事業者らの事務所、ほ場等に立ち入り、格付、農林物資の広告もしくは表示、農林物資、原料、ほ場、帳簿その他の物件を検査するとともに、認定事業者らに対して当該物件の提出を求め、事案の処理が終了するまで、当該物件を本会に留め置くことができるものとする。
- (22) (4)は(21)の調査に準用される。
- (23) 認定事業者が（１）から（20）までに定めた認定事業者の義務に違反したとき、または認定事業者が（21）の報告等をせず、もしくは虚偽の報告等をし、もしくは（21）の検査を拒否、妨害もしくは忌避し、もしくは物件を提出しないときは、本会は認定事業者に対し、期間を定めて格付に関する業務および格付表示された製品の出荷の停止を請求できるものとし、認定事業者はこれに応じなければならない。
- (24) 認定事業者が(23)の本会の停止請求に応じない場合、もしくは停止請求で定められた期間内に停止事由を解消できない場合、または認定事業者の義務違反が重大で本契約の目的を損なうものと本会が判断した場合、本会は、認定事業者に弁明の機会を与えた上で、認定を取り消すことができるものとする。
- (25) 認定事業者は、格付業務を廃止し、または本会から認定を取り消されもしくは格付に関する業務および格付表示された製品の出荷の停止を請求されたときは、当該認定に係る全ての宣伝・広告を中止するとともに、認定証（別紙等を含む）を本会に返却しなければならない。
- (26) 本会は、認定事業者が（25）に定める宣伝・広告を中止せず、もしくは認定証の返却に応じない場合、認定事業者に弁明の機会を与えた上で、認定事業者の認定を取り消すことができるものとする。
- (27) 本会は、認定事業者から(23)にかかる停止事由を解消する措置をとった旨の報告があった場合、または本会自ら当該措置の有無を確認する必要がある場合、必要な調査を実施することができるものとし、認定事業者はこれに協力しなければならない。(4)はこの調査に準用する。
- (28) 本会は、(23)にかかる停止事由が解消されたと認める場合、当該停止請求を解除し、認定証を返還もしくは再交付するものとする。
- (29) (28) の場合、本会は、事情に応じ、認定範囲を縮小した認定証を交付することもできるものとし、認定事業者に対し縮小に応じた変更届の提出を求めることができるものとする。
- (30) 本会が認定事業者の認定を取り消したとき、本認定に係る契約は終了する。但し、本条に定めた認定事業者の責任は、契約終了によって免れず、本会に損害が生じた場合、認定事業者は本会に対しその損害を賠償しなければならない。
- (31) 本会は、認定を行ったとき、認定を取り消しもしくは格付に関する業務およ

び格付表示された製品の出荷の停止を請求したとき、または認定事業者が格付業務を廃止したときは、次の各号に掲げる情報を公表するものとする。

- ①氏名または名称および住所
- ②認定に係る農林物資の種類（停止請求が認定事業者の認定に係る農林物資のすべてに係るものであるときは、その旨）
- ③認定に係るほ場、事業所の名称および所在地
- ④認定、格付業務の廃止、格付業務の停止の請求または認定の取消しの年月日
- ⑤認定番号
- ⑥停止請求の場合にあっては請求の内容およびその理由、認定取消しにあっては取消しの内容およびその理由

- 3 本会は、認定事業者から求められた場合には、追加情報を当該認定事業者に提供するものとする。

（認定申請の受理および審査の準備）

第26条 本会は、管轄区域内の認定申請者から、別に定める「認定申請書」（別紙様式1）が提出されたときは、以下の場合を除き、認定の申請を受理するものとする。また申請の受理を拒否する場合は、その理由を認定申請者に通知するものとする。

- (1) 格付表示の除去もしくは抹消の命令に違反し、または報告もしくは物件の提出をせず、もしくは虚偽の報告もしくは虚偽の物件の提出をし、もしくは立ち入り検査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくは質問に対して答弁せず、もしくは虚偽の答弁をしたことにより罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から1年が経過していない者からの申請の場合
 - (2) 本会または他の認定機関から認定を取消されてから1年が経過していない者からの申請の場合
 - (3) 認定の取消しの前30日以内にその取消しに係る認定事業者の業務を行う役員であった者でその取消しの日から1年が経過していない者からの申請の場合
 - (4) 認定申請者から本会の規程に従わない旨の表明があった場合
- 2 本会は、認定にかかる審査を円滑かつ適格に実施するために以下の状態が確保されるよう、審査を始める前に申請書の内容を十分に確認するとともに、確認作業の記録を維持するものとする。また、修正等を実施しても以下の状態が確保できない場合には審査を行わないものとする。
 - (1) 申請書および添付書類が全て提出されている。
 - (2) 本会と認定申請者との間に生じる理解の相違はすべて解消されている。
 - (3) 認定申請者が、本会の業務規程に定める管轄区域、農林物資の区分および種類その他の認定に関する業務の範囲内において本会が認定に関する業務を行うことを理解している。
 - (4) 認定申請者が、本会の行う認定に関する業務に協力することの「有機認定

に関する契約書」(別記様式第2号)を提出している。

- 3 申請の内容が、本会がすでに認定した認定事業者の認定の範囲に含まれる場合、本会は、それらの検査報告書を活用し第29条に規定する書類審査の結果により審査の一部または全部を省略することができるものとする。省略する場合、その旨前項の記録および審査報告書にその根拠を明記することとする。また、申請者が省略の根拠の提示を求めた場合、説明するものとする。
- 4 本会は、審査に必要な準備作業の管理ができるよう、あらかじめ個別の認定申請の審査計画を作成するものとする。

(検査員および判定員の指名)

- 第27条 理事長は、個別の認定申請に係る書類審査および実地検査を行う者を検査員の中から指名するものとする。検査員には、認定申請者の規模等により、必要十分な人数を指名するものとする。
- 2 理事長は検査員の審査結果に基づき、審査結果の妥当性の確認および認定のための判定を行う者を、判定員の中から指名するものとする。なお、同一申請について、検査員に指名された者は判定員には指名しないものとする。
 - 3 検査員および判定員の指名に当たっては、過去2年間において認定申請者と利害関係をもち、または利害関係を有する機関に雇用されていた者は指名しないものとする。
 - 4 本会は、包括的かつ正確な評価を確実に行わせるために、検査員および判定員に必要な情報および適切な作業文書を与えるものとする。

(実地検査(または実地調査)計画書の作成と通知)

- 第28条 前条の規定により指名された検査員は、審査計画に基づき、認定申請者と日程の調整の上、別に定める「実地調査計画書」(別紙様式2)を作成し、検査員の指名に対して異議申し立てをする場合に必要な情報を付して、申請者に原則として実地調査の2日前までに通知するものとする。
- 2 認定申請者が検査員の指名について異議申し立てを行う場合は、第1項の日程調整の日から実地調査までの間に行わなければならない。

(審査の実施)

- 第29条 検査員は、第26条第4項で定めた審査計画に従い、別に定める「マニュアル」(別記様式第5号)および別表1「有機農産物の日本農林規格の内部基準」に基づき、書類審査および実地調査により行い、申請者が認定の技術的基準、JAS関連法令および有機JAS規格に適合しているかどうかの審査を行う。
- 2 検査員は、前条の計画書に基づき、あらかじめ実地調査の実施日時、面接および立会者、申請者が準備すべき書類、記録、調査箇所等について認定申請者と決めておき、効率的かつ的確な実地調査を行うものとする
 - 3 第26条第3項に基づき審査の一部または全部を省略できる事案に該当する場合であって、書類審査の結果、申請内容が認定の技術的基準に適合すると判断

される場合は、検査員は、実地調査の一部または全部を省略することができることとする。

- 4 検査員は、実地調査の最後に認定申請に係る責任者との間で会議をもち、その会議の場で、認定の技術的基準への適合性に関して書面または口頭で特に重要と思われる事項を示すものとする。

(審査結果の報告および通知)

第30条 検査員は、調査結果に係る報告を別に定める「調査結果報告書」(別紙様式3)を速やかに作成し、理事長に報告するものとする。

- (1) 「調査結果報告書」は、その記載内容に基づいて判定が行われることから、判定に必要な充分かつ的確な情報が盛り込まれていること。
 - (2) 情報の不足から実地に調査できなかった事項については、その旨を記載すること。
 - (3) 「調査結果報告書」は、認定申請者が是正すべき事項(不適合)を全て特定して作成するものとする。
 - (4) 実地調査で入手した資料や写真その他判定に資する資料を適宜添付していること。
- 2 理事長は、「調査結果報告書」に基づき検査員が審査した調査結果の報告をとりまとめ、速やかに申請者に通知するものとする。

(是正措置)

第31条 理事長は、認定申請者に対し、調査結果の報告への意見の提出を求め、調査結果の報告で指摘した事項を是正するために実施した処置または一定の期間内に実施を計画している処置について、期限を示して文書による是正処置報告を求めるものとする。

- 2 本会は、前項の是正処置の報告が提出された場合、その報告内容を確認し、全面的または部分的な再審査が必要かどうか、または第38条に定める認定事項の確認調査中に確認することで十分と認められるかどうかについて、認定申請者に通知するものとする。

(再審査)

第32条 理事長は、第30条第2項により指摘した事項が第31条による所定の期限内に是正された場合は、当該是正処置の内容について検査員に再審査を第29条に準じて行わせるものとする。

- 2 検査員は、「調査結果報告書」に再審査の結果を追記した最終報告書を理事長に報告するものとする。
- 3 理事長は、最終報告書を認定申請者に通知するものとする。
- 4 最終報告書には、次の事項を考慮する必要がある。
 - (1) 先に書いた報告書との差異に関する説明を付けること
 - (2) 最終報告書を作成する場合は、次の事項を考慮すること

- ①実地調査の際に面談した認定申請者側当人の資格および権限
 - ②内部規程、格付規程等の手順の内容および品質管理の記録、検査、格付等に関する記録の適切性
 - ③不適合を是正するために申請者がとった措置および有効性
- 5 是正措置および再審査の必要がなかった場合には、最終報告書を通知する必要はない。

(審査結果のレビュー)

第33条 理事長は、判定員に審査結果の妥当性を確認させるものとする。

- 2 判定員は、申請書および「調査結果報告書」等の認定の技術的基準への技術的妥当性の確認を行う。
- 3 前項に規定する審査結果の妥当性の確認は、認定の判定と同時に行う。

(認定の可否の判定)

第34条 理事長は、別に定める「判定委員会設置運営規程」に基づき、判定員で構成する判定委員会を設置する。

- 2 判定委員会は、「調査結果報告書」および認定の判定と同時実施する審査結果の妥当性を確認した結果に基づき、判定の可否について審議を行い、理事長に報告するものとする。
- 3 理事長は、判定の結果、認定の申請に係る農林物資の技術的基準およびJAS規格に不適合であって、認定の授与をしない場合は、その旨を、理由を付して申請者に通知するものとする。
- 4 前項の場合であって認定申請者が、認定審査の継続を希望し、是正処置報告が提出された場合は、第29条に準じて再審査を実施する。

(認定契約)

第35条 本会は、認定申請者に対して認定を行おうとするときは、当該申請者と、「有機認定に関する契約書」(別記様式第2号)により契約を締結するものとする。

(帳簿の作成および保存)

第36条 本会は、認定の申請に係る農林物資の種類ごとに別に定める「認定の業務に関する帳簿」(別記様式第8号)を作成し、最終記載の日から5年間保存するものとする。ただし、第24条第2項(8)の認定事業者およびその認定対象農林物資を記載したリストは常に最新の状態にして保存しておくこととする。

(認定証の交付)

第37条 理事長は、第34条の結果、認定を行うことが適切と認めた場合かつ第35条の認定契約を締結した場合は、申請者に対し遅滞なく、別に定める「認定証」(別記様式第7号)を交付するものとする。

(認定事項の確認)

- 第38条 本会は、認定事業者が、その後も継続して認定の技術的基準を満たしていることを確認するため、別に定める「マニュアル」(別記様式第5号)に基づき、書類および実地における認定事項の確認調査を行うものとする。
- 2 認定事項の確認の頻度は、認定年月日または前回の認定事項の確認調査日(第39条および第40条の規定による臨時調査を除く。)からおおむね1年を超えない期間内とする。
 - 3 本会は、認定事項の確認の対象となる認定事業者に対し、「調査申請書」(別紙様式1)の提出を求める。
 - 4 認定事項の確認に係る実施方法は、第26条第4項から第32条の規定に準じて行うこととする。

(変更等に伴う認定事項の臨時調査)

- 第39条 本会は、認定事業者から認定に係る事項の内容に関する変更届の提出があった場合、または認定事業者からの通知の有無を問わず認定事業者が認定に係る事項の内容を変更している事実を知った場合もしくはその事実があると考えられる場合は、その変更または事実に関する臨時調査を必要とするものかどうかを決定し、認定事業者に通知するものとする。
- 2 本会は、前項の臨時調査が必要であると判断した場合は、速やかに当該認定事項に係る部分の調査を実施するものとする。
 - 3 変更等に伴う認定事項の臨時調査の実施方法は、第38条の認定事項の確認調査実施方法に準じて行い、認定に係る事項の内容の変更が認定の技術的基準に適合しているかどうか、または認定に係る農林物資がJAS規格に適合しているかどうか不明の場合は、認定事業者に対し認定機関が許可するまでは農林物資に格付の表示を付して出荷してはならないことを要求するものとする。また、書類審査の結果認定の技術的基準への適合または不適合を確認できた場合は、第38条に規定する実地の調査を省略することができる。なお、省略する場合はその旨を記録するものとする。

(苦情等に基づく認定事項の臨時調査)

- 第40条 本会は、第38条および第39条に定める場合のほか、認定事業者の事業遂行に関して、本会に寄せられた苦情等によって疑義が生じた場合、認定事項に関する臨時調査を行うものとする。
- 2 苦情等に基づく認定事項の臨時調査の実施方法は、第38条の認定事項の確認調査実施方法に準じて行うものとし、本会は、認定事業者もしくは認定事業者の外部委託先(以下「認定事業者ら」という。)に対して意見もしくは報告(以下「報告等」という。)を求め、または認定事業者らの事務所、ほ場等に立ち入り、格付、農林物資の広告もしくは表示、農林物資、原料、ほ場、帳簿その他の物件を検査するとともに、認定事業者らに対して当該物件の提出を求め、事案の処理が終了するまで、当該物件を本会に留め置くことができるものとする。

る。

- 3 認定事業者が認定の技術的基準に適合しているかどうか、または製品が J A S 規格に適合しているかどうか不明なときは、認定事業者に対して、本会が許可するまでは農林物資に格付の表示を付して出荷してはならないことを要求することとする。

(調査結果のレビュー)

- 第41条 理事長は、第38条から第40条に定める調査を実施したときは、判定員に調査結果の妥当性を確認させるものとする。
- 2 判定員は、検査結果報告書等の認定の技術的基準への技術的妥当性の確認を行う。
 - 3 調査結果の妥当性の確認は調査結果に基づく判定と同時に行う。

(調査結果に基づく判定)

- 第42条 理事長は、第38条から第40条に定める調査を実施したとき、または認定契約への不適合を確認した場合は、別に定める「判定委員会設置運営規程」に基づき、判定員で構成する判定委員会を招集し、調査結果の審議および判定を行わせるものとする。
- 2 判定委員会は、調査結果および判定と同時に実施する調査結果の妥当性の確認結果に基づき、認定の維持、認定範囲の縮小もしくは拡大、認定の取消し、格付に関する業務および格付の表示を付した製品の出荷の停止ならびにこれらの停止の期間またはこれらの停止の解除について審議および判定を行い、判定結果を理事長に報告するものとする。
 - 3 判定委員会の判定基準は以下の通りとする
 - (1) 認定の維持または格付等の停止請求の解除
認定事業者が認定の技術的基準に引き続き適合していること
 - (2) 認定の縮小または拡大、認定事項の変更
認定範囲の変更後の状態が認定の技術的基準に適合していること
 - (3) 格付業務の停止および格付の表示を付した農林物資の出荷停止
 - ①故意または重大な過失でない J A S 法の規定に違反したとき（ただし、軽微なものは改善要求の対象とする）
 - ②認定の技術的基準に適合しなくなった場合であっても、1年以内に認定の技術的基準に該当するものとなることが見込まれるとき
 - (4) 認定の取消し
 - ①認定事業者に係る認定事項が認定の技術的基準に該当しなくなった場合であって、当該認定の技術的基準に該当するものとなることが見込まれないとき。
 - ②認定事業者が、J A S 法第14条第6項もしくは第7項、第18条または19条の規定に違反した場合であって、当該違反行為が当該認定事業者の故意または重大な過失によるとき

- ③農林水産大臣が、本会对し、本会が認定した認定事業者が正当な理由なくしてJAS法第19条の二の規定による命令に違反し、またはJAS法第20条第2項の規定による報告もしくは物件の提出をせず、もしくは虚偽の報告もしくは虚偽の物件の提出をし、もしくはJAS法第20条第2項もしくはJAS法第20条の二第2項の規定による検査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくはこれらの規定による質問に対して答弁せず、もしくは虚偽の答弁をしたことを理由として当該認定事業者の認定を取り消すことを求めたとき
 - ④認定事業者に係る認定事項が認定の技術的基準に該当しなくなったとき（①に該当する場合を除く。）は、当該認定事業者に対し、当該認定の技術的基準に適合するため必要な措置を請求し、停止を請求した場合において、認定事業者が正当な理由なくしてこの請求に応じないとき
 - ⑤認定事業者が再三の請求にも係らずその他実地調査における費用等を納付しない場合、この理由をもって理事長から判定委員会に対して取消しの判定が求められたとき
- 4 前項（4）の②の重大な過失は、次のとおりとする。
- ①認定事業者の過ちにより、長期にわたって、JAS規格不適合となった農林物資にJASマークを添付して出荷した場合
 - ②長期にわたり誤って農林物資の格付検査をせず、JASマークを添付して出荷した場合
 - ③長期にわたり格付記録の記入を失念していた場合
 - ④格付記録簿に長期にわたり誤った記録をしていた場合
 - ⑤その他本会が重大な過失と認める事案が生じた場合
- 5 理事長は、判定結果を認定事業者に通知するものとする。ただし、認定の取消しを通知しようとするときは、その1週間前までに、当該認定の取消しに係る認定事業者に文書でその旨を知らせ、弁明の機会を付与するものとする。
- 6 理事長は、認定事業者が格付業務を廃止、または本会が認定事業者に対して認定を取消した時、格付業務の停止請求および格付の表示を付した農林物資の出荷の停止請求ならびに認定の縮小をした場合には、当該認定事業者が引き続き認定された状態にあるような宣伝・広告等の中止または修正等その他必要な措置を行うよう併せて請求するものとする。
- 7 理事長は、格付業務の停止請求および格付の表示を付した農林物資の出荷の停止請求をした場合は、当該決定の是正措置等の連絡をさせるため、1名以上の認定事務局員を指名するものとする。
- 8 本会は、調査結果の記録を文書化し、保存するものとする。

（格付業務の停止または格付の表示を付した農林物資の出荷の停止請求の解除）

第43条 理事長は、格付業務の停止請求および格付の表示を付した農林物資の出荷の停止を請求した認定事業者から、請求に対し、是正措置を行った旨報告があった場合または本会自ら当該措置の有無を確認する必要がある場合は、第39条に

準じて、是正措置の確認を行うものとする。

- 2 理事長は、第41条および第42条に準じてレビューおよび判定を実施した結果、改善が認められた場合は、請求の解除を行うものとする。

(認定証の再発行および返還)

第44条 理事長は、第41条および第42条に準じてレビューおよび判定を実施した結果、認定範囲の縮小または拡大が適切であると認めた場合は、認定の対象範囲を変更して認定証を再交付するものとする。

- 2 理事長は、第41条および第42条に準じてレビューおよび判定を実施した結果、認定の取消しが適切であると認めた場合または格付業務を廃止した時は、認定事業者に認定証を返還させるものとする。
- 3 理事長は、第41条および第42条に準じてレビューおよび判定を実施した結果、格付業務の停止請求および格付の表示を付した農林物資の出荷停止請求が適切であると認めた場合は、認定事業者に認定証を一時的に返還させるものとする。認定証の返還に認定事業者が応じない場合は、認定の取消を行うものとする。
- 4 理事長は、第41条および第42条に準じてレビューおよび判定を実施した結果、格付業務の停止請求および格付の表示を付した農林物資の出荷の停止請求の解除が適切と認めた場合には、返還させていた認定証を返却すること。格付業務の停止等の解除において、認定範囲が縮小することが条件の場合は、認定範囲を縮小した認定証を交付すること。その場合認定事業者に対して、内部規程等の修正の変更届の提出を要求すること。

(JAS規格および認定の技術的基準の改正)

第45条 理事長は、JAS規格または認定の技術的基準等が改正された場合、認定事業者に文書でその旨を通知するものとする。

- 2 理事長は、認定の技術的基準等の改正により認定事業者が認定の技術的基準等に適合しない恐れがある場合は速やかに講じた処置を確認すること。

第8章 認定に関する業務の公正な実施のために必要な事項

(公平性リスクの特定)

第46条 理事長は、公平性に対するリスクを継続的に特定し、特定されたリスクの排除または最小化に努めなければならない。

- 2 公平性のリスクの特定等は、公平性リスク分析規程によるものとする。

(公平性委員会)

第47条 理事長は、本会の認定業務に関する公平性について、有機JAS登録認定機関協議会に所属する登録認定機関が共同で設置する公平性委員会において、年1回以上審査を受ける。

- 2 理事長は、前項の公平性委員会から求めがあった場合は、すべての情報について各委員が必要と考えるものの入手、閲覧ができるようにしなければならない。
- 3 理事長は、前項の公平性委員会から助言または指導を受けた場合は、速やかにこれに従う。
- 4 第1項の公平性委員会の審査のうち、本会の認定業務の審査にかかる記録を文書化し、5年間保存するものとする。

(内部監査)

- 第48条 理事長は、認定に関する業務が適正に実施され、また、認定業務の実施体制が維持されているかを検証するために、認定に関する業務に対する内部監査を、12ヶ月に1回以上実施するものとする。
- 2 内部監査の手順は、別に定める「内部監査規程」および「監査の実施方法の手順」によるものとする。
 - 3 内部監査の結果は文書化し、保存するものとする。

(認定に関する業務の手順、方法の確認および見直し)

- 第49条 理事長は、認定業務の実施の適切性および有効性について、見直しのための確認を毎年1回以上実施する。
- 2 前項の手順は、別に定める「認定業務に関する手順等見直し実施規程」による。
 - 3 見直しの記録は文書化し、保存するものとする。

(不適合業務)

- 第50条 理事長は、別に定める「不適合業務取扱い規程」に基づき、認定業務で発生した不適合な業務の是正および予防に努めるものとする。

(外部調査監査の受け入れ)

- 第51条 本会は、農林水産省による調査および独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる定期的調査があるときは、これを受け入れるとともに、これら調査の実施に協力するものとする。

第9章 その他認定に関する業務の実施に必要な事項

(講習会の実施)

- 第52条 本会は、認定申請者または認定生産行程管理者の生産行程管理責任者、認定小分け業者の小分け担当者、格付責任者または格付担当者、格付表示担当者に対する講習会を別に定める「講習会実施規程」に基づき実施するものとする。

(苦情、異議申立ての処理)

- 第53条 本会は、申請者またはその他の者から持ち込まれた苦情、異議申立てまたは紛争を、別に定める「苦情、異議申立ておよび紛争の処理規程」に従って処理す

るものとする。

- 2 本会は、苦情、異議申立てまたは紛争の経緯およびこれらに対して実施する是正処置または予防処置について記録するとともに、有効性の評価を行うものとする。

(認定証および格付の表示の管理等)

第54条 本会は、認定事業者に認定証および格付の表示の管理を適切に行わせるものとする。

- 2 本会の役職員、検査員、判定員は、認定事業者による不適正な格付の表示を発見したときは、直ちに理事長に報告し、その処置について指示を仰ぐものとする。
- 3 本会の役職員、検査員、判定員は、認定事業者による宣伝、カタログその他の媒体において認証制度への不正確な言及、誤解を招くような格付の表示の使用を見つけたときは、理事長に報告し、その処置について指示を仰ぐものとする。
- 4 理事長は、前項の報告があった場合は、速やかに適切な措置を講じるものとする。

(報告および公表)

第55条 本会は、認定を行ったときは、遅滞なくその旨を農林水産大臣に報告するとともに、以下の事項を事務所において公衆の閲覧およびインターネットにより情報を提供するものとする。

- ①認定を受けた者の氏名または名称および住所
- ②認定に係る農林物資の種類
- ③当該認定に係るほ場または事業所の名称および所在地
- ④認定の年月日
- ⑤認定番号

- 2 本会は、認定事業者に対し、格付に関する業務および格付の表示の付してある農林物資の出荷を停止することを請求したときは、遅滞なくその旨を農林水産大臣に報告するとともに、以下の事項を事務所において公衆およびインターネットにより情報を提供するものとする。

- ①請求に係る認定事業者の氏名または名称および住所
- ②請求に係る農林物資の種類（請求が当該事業者の認定に係る農林物資のすべてに係るものであるときは、その旨）ならびに格付に関する業務および格付の表示の付してある農林物資について出荷停止を請求している旨
- ③請求に係る工場、圃場または事業所の名称および所在地
- ④請求の年月日
- ⑤請求の理由
- ⑥認定番号

- 3 本会は、認定事業者が格付業務を廃止したとき、遅滞なくその旨を農林水産大

臣に報告するとともに、以下の事項を公衆の閲覧およびインターネットにより情報を提供するものとする。

- ①廃止に係る認定事業者の氏名または名称および住所
 - ②廃止に係る農林物資の種類
 - ③廃止に係る工場、圃場または事業所の名称および所在地
 - ④廃止の年月日
 - ⑤認定番号
- 4 本会は、認定を取り消したとき、遅滞なくその旨を農林水産大臣に報告するとともに、以下の事項を公衆の閲覧およびインターネットにより情報を提供するものとする。
- ①取消しに係る認定事業者の氏名および住所
 - ②取消した認定に係る農林物資の種類
 - ③取消した認定に係る工場、圃場または事業所の名称および所在地
 - ④取消しの年月日
 - ⑤取消しの理由
 - ⑥認定番号
- 5 本会は、認定の縮小または拡大、認定事項の変更および格付停止請求の解除と判定された場合、遅滞なく公表事項を修正するものとする。
- 6 本会は、認定事業者からの前年度の格付実績の報告を受け、農林物資の種類ごとにとりまとめ、毎年9月末までに農林水産大臣に報告するものとする。

(その他)

- 第56条 「別に定める事項」は適切に文書化され、内容がこの規程と矛盾しないこととする。
- 2 この規程に定めるもののほか、認定に関する業務に必要な事項は、別に理事長が定めるものとする。
 - 3 本規程の改廃は理事会で定める。

別表 1

有機農産物の日本農林規格の内部基準

- 1-1 ほ場の隣接地が農薬・化学肥料等の使用禁止資材により汚染されていないと認めることができる場合には、緩衝地帯は設ける必要がない。
 - 1-2 認証の対象になるほ場の隣接地が使用禁止資材による汚染地の可能性がある場合、隣接地との間に幅 1.5 m 以上の緩衝地帯を設けなければならない。
 - 1-3 使用禁止資材の飛沫・流入を防止する効果のある防止措置（1-5）を講じた場合、緩衝地帯の幅を 1.5 m より狭くすることができる。
 - 1-4 使用禁止資材による汚染地が当該ほ場より高い位置にある場合、または汚染地から当該ほ場に向けて恒常的に吹く風がある場合等、使用禁止資材の飛散による汚染の影響が通常よりも大きいと認められる場合には、緩衝地帯に汚染の影響を制御するための積極的な防止措置がとられなければならない。
 - 1-5 防止措置とは、隣接するほ場の条件、作物の種類、風向きと風の強さ等の対策として、ある程度の高さと幅のある有機作物を緩衝物とするか、防風ネットの設置、活性炭の活用、その他効果があると認められる策である。
 - 1-6 使用禁止資材の飛沫・流入の防止を図るために植える作物は、同一経営体の有機ほ場で栽培する作物と同一のものでない方が望ましいが、同一のものである場合は、収穫、保管、格付において、混合のないよう慎重に対処することとする。
2. 農薬の航空防除（無人機防除も含む）地域
 - 2-1 農薬の（有人・無人）航空防除地域の中に位置するほ場である場合は、有機栽培ほ場の存在を旗や看板などを立て、明瞭に表示し、散布を停止または回避させる文書を自治体等に提出するなどの措置を講じることとする。
 - 2-2 航空防除によって汚染する可能性のあるほ場には感水紙を設置し、反応が表れた場合その周辺の作物は非有機作物の扱いとしなければならない。
 - 2-3 有機ほ場周辺で航空防除が行われる時、有機認定事業者はできうる限り立ち会うこととする。
 - 2-4 上記 2-2、2-3 については必ず記録しておくこととする。
3. 汚染源

工場やゴミ処理場等の汚染源が認証の対象となるほ場の近接 1 km くらいにあり、ほ場への汚染が想定される場合には実施者または地方自治体等により汚染分析データを入手し、添付すること。

4. 水田の取排水口

4-1 当該ほ場の取水口の上流に慣行農法ほ場の排水口が存在する場合は、当該ほ場は有機認証の対象とすることはできない。ただし汚染の影響を制御する適切な措置がとられていると認められる場合はこの限りではない。

- ① 当該ほ場の上流に、慣行ほ場からの流水を浄化する区画が設置されている場合。
- ② 取水口への活性炭等、農薬や汚染物質を吸収かつ除去する物が設置されている場合。

4-2 水田の取排水口が明確に区別されている場合には、隣接のほ場が使用禁止資材を使用しているほ場であっても当該ほ場は有機認証の対象となる。

5. 有機種子・種苗の入手困難性

5-1 有機種子・種苗の入手困難性は、作付けしようとする作目単位によって判断する。

5-2 有機種子・種苗の入手が困難でやむを得ない場合であっても、禁止資材により処理されていない種子・種苗を使用しなければならない。ただし、作目により入手困難な場合には、その理由を明記し、または検査員にその理由を伝えなければならない。

以上

2007年10月1日 [別表2 有機農産物および有機加工食品の日本農林規格の運用細則] を一部改定 2008年2月1日より適用

2010年2月28日 一部改定

2010年6月3日 一部改定

2011年9月13日 一部改定

別表2

有機農業推進協会の認定手数料およびその他の費用

I 認定手数料、調査手数料

1. 有機農産物生産行程管理者

1) 個人認定

30 ㊦未満	50,000 円
100 ㊦未満	75,000 円
300 ㊦未満	100,000 円
500 ㊦未満	120,000 円

※・以降、200 ㊦ごとに 10,000 円加算

2) グループ認定

30 ㊦未満	50,000 円 + 構成員人数 × 15,000 円
100 ㊦未満	75,000 円 + 構成員人数 × 15,000 円
300 ㊦未満	100,000 円 + 構成員人数 × 15,000 円
500 ㊦未満	120,000 円 + 構成員人数 × 15,000 円

※・500 ㊦以降、200 ㊦ごとに 10,000 円加算

2. 有機加工食品生産行程管理者

50 m ² 未満	70,000 円
75 m ² 未満	87,000 円
100 m ² 未満	105,000 円
125 m ² 未満	113,000 円
150 m ² 未満	122,000 円
200 m ² 未満	140,000 円
500 m ² 未満	220,000 円
600 m ² 未満	255,000 円
700 m ² 未満	290,000 円

※ 700 m²以降、200 m²ごとに 10,000 円加算

※ 酪農の場合は原乳運搬車は 1 台につき 20,000 円とする

3. 有機茶加工生産行程管理者

(1) ほ場生産行程管理者の仕上茶加工認定料金

(ほ場→荒茶→仕上茶)

ほ場生産行程管理者が自己所有の工場で、自家収穫した茶葉のみを加工する(注・下請けは除く)。仕上茶加工に使用する面積のみを計上。

仕上茶加工場面積	認定料金
50 m ² 未満	70,000 円
75 m ² 未満	80,000 円
90 m ² 未満	95,000 円
100 m ² 未満	100,000 円
125 m ² 未満	105,000 円
150 m ² 未満	110,000 円
200 m ² 未満	120,000 円
250 m ² 未満	130,000 円
300 m ² 未満	140,000 円
350 m ² 未満	150,000 円
400 m ² 未満	160,000 円

※ 400 m²以降、200 m²ごとに 10,000 円加算する。

(2) ほ場生産行程管理者の荒茶加工認定料金
(ほ場→荒茶)

ほ場認定事業者が自己所有の工場、自家収穫した茶葉のみを荒茶加工して製品販売する場合の加工	一律 30,000 円
--	-------------

(3) 仕上茶加工認定料金 (荒茶および仕上茶の加工)

荒茶および 仕上茶加工場面積	認定料金
50 m ² 未満	70,000 円
75 m ² 未満	80,000 円
90 m ² 未満	95,000 円
100 m ² 未満	100,000 円
125 m ² 未満	105,000 円
150 m ² 未満	110,000 円
200 m ² 未満	120,000 円
250 m ² 未満	130,000 円
300 m ² 未満	140,000 円
350 m ² 未満	150,000 円
400 m ² 未満	160,000 円

※ 400 m²以降、200 m²ごとに 10,000 円加算する。

(4) 荒茶加工認定料金（荒茶のみ加工）

荒茶加工場の面積	認定料金
50 m ² 未満	70,000 円
75 m ² 未満	80,000 円
90 m ² 未満	95,000 円
100 m ² 未満	100,000 円
200 m ² 未満	110,000 円
300 m ² 未満	120,000 円
400 m ² 未満	130,000 円
500 m ² 未満	140,000 円
600 m ² 未満	150,000 円
700 m ² 未満	160,000 円
800 m ² 未満	170,000 円

※ 800 m²以降、200 m²ごとに 10,000 円加算する。

4. 小分け事業者

50 m ² 未満	70,000 円
75 m ² 未満	87,000 円
100 m ² 未満	105,000 円
125 m ² 未満	110,000 円
150 m ² 未満	120,000 円
200 m ² 未満	130,000 円
300 m ² 未満	150,000 円
500 m ² 未満	200,000 円
700 m ² 未満	250,000 円

※ 700 m²以降、200 m²ごとに 10,000 円加算

5. 有機畜産生産行程管理者

1) 採草地、飼料畑、放牧地、野外飼育場を全て含めた面積

30 ㍏未満	30,000 円
100 ㍏未満	40,000 円
300 ㍏未満	50,000 円
500 ㍏未満	70,000 円

※・以降 200 ㍏ごとに 10,000 円加算

2) 上記手数料に以下の金額を加える。

①家畜舎・家禽舎一律一経営単位 70,000 円。

②肥育牛	10ヶ月以下	200円／1頭
	11ヶ月以上	1,000円／1頭
③乳牛	24ヶ月以下	200円／1頭
	25ヶ月以上	1,000円／1頭
④馬		1,000円／1頭
⑤豚・めん羊・山羊		200円／1頭
⑥家きん		10円／1羽

(家畜の月齢は、調査日を基点とする)

6. 採草地その他圃場から生産される有機飼料の生産行程管理者および小分け業者

(1) 採草地その他圃場を全て含めた面積

30 ㍍未満	50,000 円
100 ㍍未満	75,000 円
300 ㍍未満	100,000 円
500 ㍍未満	120,000 円

(2) 採草地その他圃場から生産される有機飼料の小分け業者については、4項に規定する小分け認定事業者の認定手数料および調査手数料と同額とする。

7. 有機加工飼料の加工業者および有機加工飼料小分け業者

(1) 2項に規定する加工業者および4項に規定する小分け業者の認定手数料および調査手数料と同額とする。

(2) 上記1)の有機食品加工業または有機食品小分け業で有機飼料加工業または有機飼料小分け業として検査または調査を同時に受ける場合にあっては、2項の有機加工食品生産行程管理者と4項の有機食品小分け業者のどちらかで規定する認定料に10,000円を加えて、2項と4項で規定した額を同時徴収とする。

8. 臨時調査手数料(認定事項の確認調査を臨時に行う場合の手数料)

(1) 生産行程管理者・小分け業者は、面積にかかわらず、30,000円

(2) 有機畜産生産行程管理者は、面積にかかわらず、50,000円

* 二種類以上の業種認定の場合

1項から6項までのうち二つの認定事業を当認定機関で行い、且つ同時に検査又は調査を行った場合は、総額の2割を差し引くものとする。ただし茶の認定事業者が1項と3項又は3項と4項等二つの認定事業を当認定機関で行い、且つ同時に検査又は調査を行った場合は、総額の1.5割を差し引くものとする(1項と3項(1)の組み合わせの場合は、茶以外の場合と同様に総額の2割を差し引くものとする)。

II 検査員交通費および宿泊費

交通費については、検査員所有の車にあつては燃料代、高速料金を合算する。電車・バス・航空機・船舶にあつては実費とする。タクシーを利用した場合は上限を3,000円までとする。宿泊費については8,000円を上限とする。

III その他の費用

1. 臨時判定手数料（判定委員会を臨時に行う場合の手数料）

1つの認定事業者の判定のために臨時に判定委員会を開く場合は、50,000円を徴収するものとする。

2. 個人認定事業者の後継者へ業務を引き継いだ場合の手数料

- (1) 後継者が前任者と共に生産行程管理者または格付担当者として資格を有して業務を行っていた場合

認定申請書の「調査同意書」のページおよび内部規程の提出をすること。調査は前任者の最終調査をもって当該申請者の確認調査とみなす。

認定手数料については、2,000円とする。認定日については、前任者の認定日を承継するものとする。

- (2) 後継者が前任者と共に業務を行っていたが、生産行程管理者または格付担当者としての資格を有していない場合

後継者の講習会の受講および申請書の「調査同意書」の提出を求める。以上を確認した上で、確認調査を行う。調査は前任者の最終調査をもって確認調査とみなす。認定手数料については、2,000円とする。認定日は、講習会の受講および申請書の提出を確認した日とする。

- (3) 後継者が前任者と共に業務を行っておらず、生産行程管理者または格付担当者の資格を有していない場合

講習会の受講および申請書の提出を確認した上で、確認調査を行う。確認調査は実地で行う。認定手数料は、Iの8. 臨時調査手数料に定める額と同額とする。

- (4) 後継者が前任者と共に業務を行っていなかったが、生産行程管理者または格付担当者の資格を有している場合

申請書の提出を確認した上で、確認調査を行う。確認調査は実地で行う。認定手数料は、Iの8. 臨時調査手数料に定める額と同額とする。

3. 証明書発行等の手数料

- (1) 電磁的記録（フロッピーディスク）

1,000円／1枚（送料込み）

- (2) 財務諸表等、謄本、抄本等の交付手数料

1,000円／1通（送料込み）

- (3) 英語版有機認定証明書

2,000円／1通（送料込み）

(4) 輸出用検査証明書

5,000 円 / 1 通 (送料込み)

* 上記手数料等はすべて消費税込みとする。

最終改定日 2013年12月16日 2014年2月1日施行